

こどもまんなか社会の実現に向けて  
～こども政策の充実を国家戦略に～

2022年4月13日  
野田臨時議員提出資料

# こども政策の重要性・必要性

- 少子化に歯止めがかからず、児童虐待やいじめ、不登校などこどもを取り巻く状況は深刻。
- 静かな**有事**であり、国家戦略として、こどもを第一に考え、こども政策を社会の真ん中に据える「**こどもまんなか社会**」の実現に取り組んでいく必要。

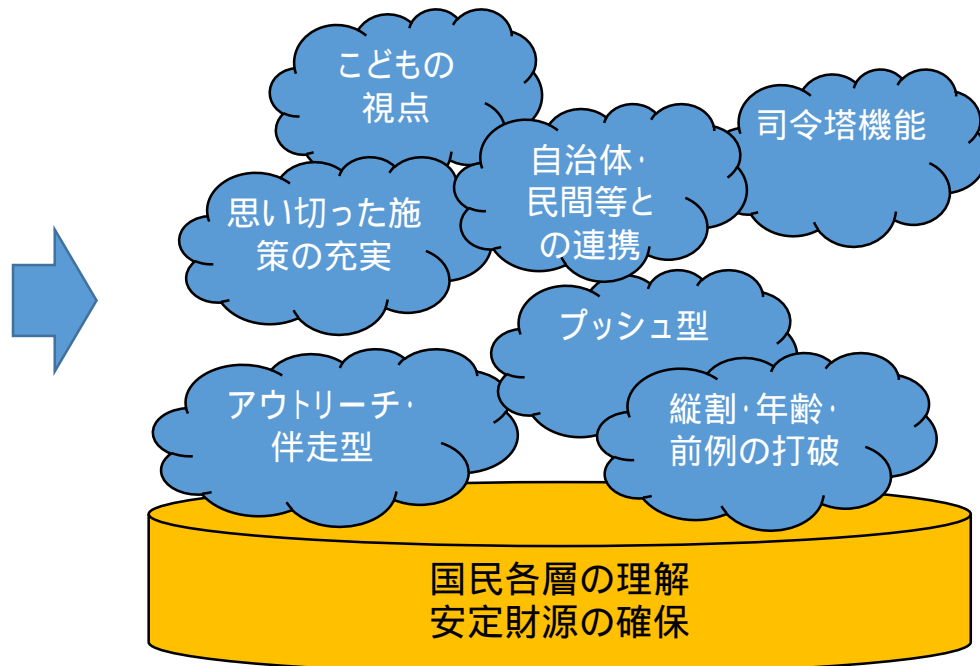


- 政策を強力に進めるため、**こども家庭庁の創設**や、初年度にふさわしい内容の予算を充実しつつ、こどもの視点に立った強い司令塔機能を発揮。
- 来年度に向けて、「こども政策」を最重点課題と位置付け、安定した財源を確保しつつ、思い切った施策の充実を目指すべき。

## 課題・背景

	平成27年（2015年）	令和2年（2020年）
合計特殊出生率	1.45	1.33
出生数	1,005,677人	840,835人 (過去最少)
婚姻件数	635,156組	525,507組 (戦後最少)
20歳未満の自殺者数	554人	777人 (平成以降で最多)
児童相談所における児童虐待相談の対応件数	103,286件 ※H27年度	205,044件 (過去最多) ※R2年度
いじめの重大事態件数	314件	514件
小中学校における不登校者数	125,991人	196,127人 (過去最多)

## 方向性



## U 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会を目指し、少子化を克服

### 課題・背景

結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因により、少子化に歯止めがかかっていない状況  
(出生数：過去最少の84.1万人)

少子化は特に未婚化・晩婚化の影響が大。国民共通の困難に対し、結婚・子育てを社会全体で支える必要  
(婚姻数：戦後最少の52.5万組)

- 核家族化や地域の関わりの希薄化、コロナ禍の影響等で子育ての孤立・不安が増加(「孤育て」の増加)

### 方向性

少子化社会対策大綱に基づく結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた総合的な取組を推進

地方自治体が行う総合的な結婚支援への一層の支援や、自治体の取組支援、官民連携の国民運動など結婚・子育てを応援する社会的機運の醸成に向けた取組を推進

- 産後ケア事業やこども家庭センターの全国展開や、家庭を支援する事業の着実な整備とより広い世帯への支援提供等による妊娠前から妊娠・出産、子育て期にわたる切れ目ない支援の充実の実施

## U 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供

### 課題・背景

就学前のこどもの健やかな成長のため、より質の高い教育・保育の環境整備のニーズに対応する必要

- 施設に通っていない約182万人のこども(いわゆる未就園児)が存在する中、必要な人に情報や支援が届くよう、地域の子育て支援機能の強化が必要

- 全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所において様々な学びや体験をすることができ、幸せ(Well-being)に成長できることが重要

資料中のデータについては明示のないものについては2020年のもの

### 方向性

- 就学前施設での共通の教育・保育の保障や、保育士等の配置改善(1歳児、4、5歳児)や、保育士等の更なる処遇改善を含む就学前教育・保育の質的向上、就学前の全てのこどもの育ちを支える指針の策定・普及を推進

- 保育所等の身近な相談機能の強化など、地域の子育て支援機能の強化を図るとともに、未就園児等の把握や伴走型支援などアウトリーチ支援を推進

- 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場をはじめとするオンラインも含めた様々な居場所(サードプレイス)づくりの推進(地域子供の未来応援交付金等の関係施策の相乗効果の発揮。不登校・貧困等の困難への必要な支援。)、研修等人材養成の検討

# こども政策の重点課題

## U 成長環境にかかわらず、誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障

### 課題・背景

- 児童虐待の相談対応件数が急増し、幅広い年齢の児童に対する虐待が発生。虐待防止対策の強化が急務（児童虐待相談対応件数：過去最多20.5万件）
- こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするため、支援のはざ間に置かれがちだった方への対応の強化が必要
- 支援が必要なこどもや家族ほどSOSを発すること自体が困難であったり、相談支援の情報を知らなかったり、知っていたとしても申請が複雑で難しいため、必要な支援が行き届きにくい状況
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する必要
- 様々な困難を抱えるこども・若者の切れ目のない包括的な支援のためのネットワーク形成が必要
- いじめ問題への対応の強化が必要（認知件数：51.7万件、重大事態件数：514件）

### 方向性

- 虐待未然防止のための市町村における家庭支援機能の強化や、児童相談所の体制強化と民間との協働推進により、児童虐待防止対策を更に強化
- 家や学校に居場所のない学齢期の子どもへの支援（児童育成支援拠点事業）など、ヤングケアラーや若年妊婦、社会的養護経験者等への支援を推進
- 真に支援を要するこどもや家庭の発見及びニーズに応じたプッシュ型の支援のため、個人情報保護に配慮の上、地方自治体におけるデータ連携の取組を推進
- 児童発達支援センターの機能強化、医療的ケア児支援センターの全都道府県への設置を目指す
- 関係施策との連携等も含めた子ども・若者支援地域協議会及び子ども・若者総合相談センターの設置の促進
- いじめ相談体制など地域の体制整備、重大事態への対応を改善（文科省と連携）



## U すべての政策に共通するもの

### 課題・背景

- 従来のこども政策は、大人の視点、制度や事業を運営する者の視点中心
- こども施策の思い切った充実のためには必要な安定財源の確保が必要

### 方向性

- こどもや若者にとって身近なSNSを活用した意見聴取などこどもや若者から直接意見を聴く仕組みや場づくりにより、年齢や発達の程度に応じてこどもや若者の意見を適切にこども政策等に反映
- 必要な安定財源の確保について社会全体での議論



# 參考資料

# こども家庭庁設置法案の概要

## 趣旨

こども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

## 概要

### 1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置

### 2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする

### 3. こども家庭庁の所掌事務

#### §t 分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・小学校就学前のこどもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前のこどものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
- ・こどもの保育及び養護
- ・こどものある家庭における子育ての支援体制の整備
- ・地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保
- ・こども、こどものある家庭及び妊産婦その他母性の福祉の増進
- ・こどもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・こどもの保健の向上
- ・こどもの虐待の防止
- ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
- ・こどもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）

等

#### §u 内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

### 4. 資料の提出要求等

- ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとする

### 5. 審議会等及び特別の機関

- ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議する審議会等を設置することにより、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等やその機能を移管

### 6. 施行期日等

- ・令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前のこどもに対する質の高い教育及び保育の提供その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

# こども家庭庁の創設について

(こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について(令和3年12月21日閣議決定))

## こども家庭庁の必要性、目指すもの

- こどもまんなか社会の実現に向けて、常にこどもの視点に立って、こども政策に強力かつ専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要
- こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設
- こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実、こども家庭庁と文部科学省が密接に連携

## 強い司令塔機能

- 総理直属の機関として、内閣府の外局とし、一元的に企画・立案・総合調整(内閣補助事務)
- 各省大臣に対する勧告権等を有する大臣を必置化
- 総理を長とする閣僚会議を一体的に運営、大綱を一体的に作成・推進

## 法律・事務の移管・共管・関与

- 主としてこどもの福祉・保健等を目的とするものは移管
  - 内閣府の子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務や子ども・子育て本部が所掌する事務、文部科学省の災害共済給付に関する事務、厚生労働省の子ども家庭局が所掌する事務や障害児支援に関する事務などを移管
- こどもの福祉・保健等とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管
- 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整

## 新規の政策課題や隙間事案への対応

- 各省庁の間で抜け落ちることがないように必要な取組を行うとともに、新規の政策課題に取り組む

## 体制と主な事務

### 企画立案・総合調整部門

- こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整
- 必要な支援を必要な人に届けるための情報発信や広報等
- データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善

### 成育部門

- 妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等
- 就学前の全てのこどもの育ちの保障(幼稚園教育要領、保育所保育指針の双方を文部科学省とともに策定(共同告示)など)
- 相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり
- こどもの安全

### 支援部門

- 様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援
- 児童虐待防止対策の強化、社会的養護の充実及び自立支援
- こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援
- 障害児支援
- いじめ防止を担い文部科学省と連携して施策を推進 など

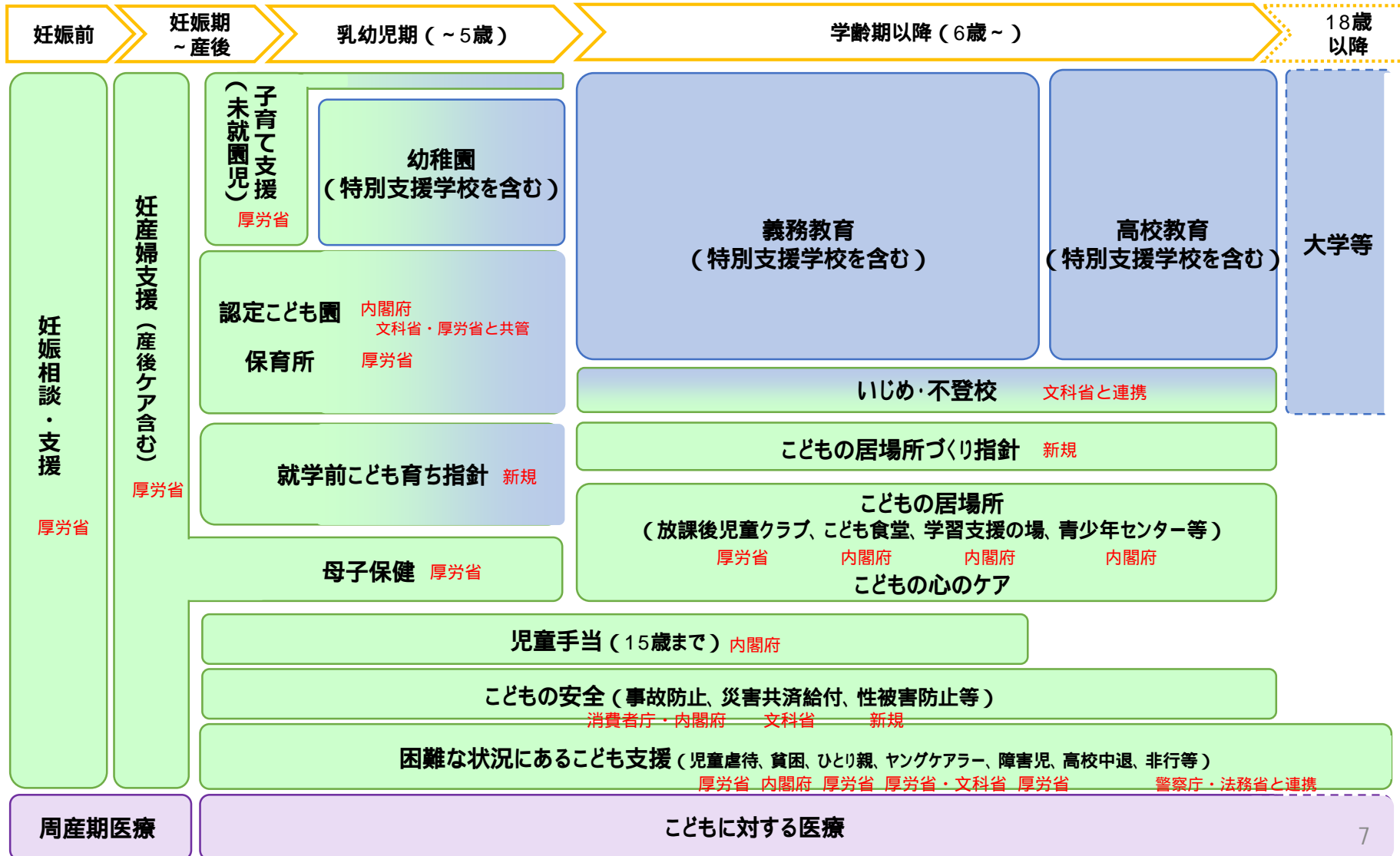
## 施行期日

- 令和5年4月1日

# こども家庭庁の創設について(イメージ)

こども家庭庁の創設により、

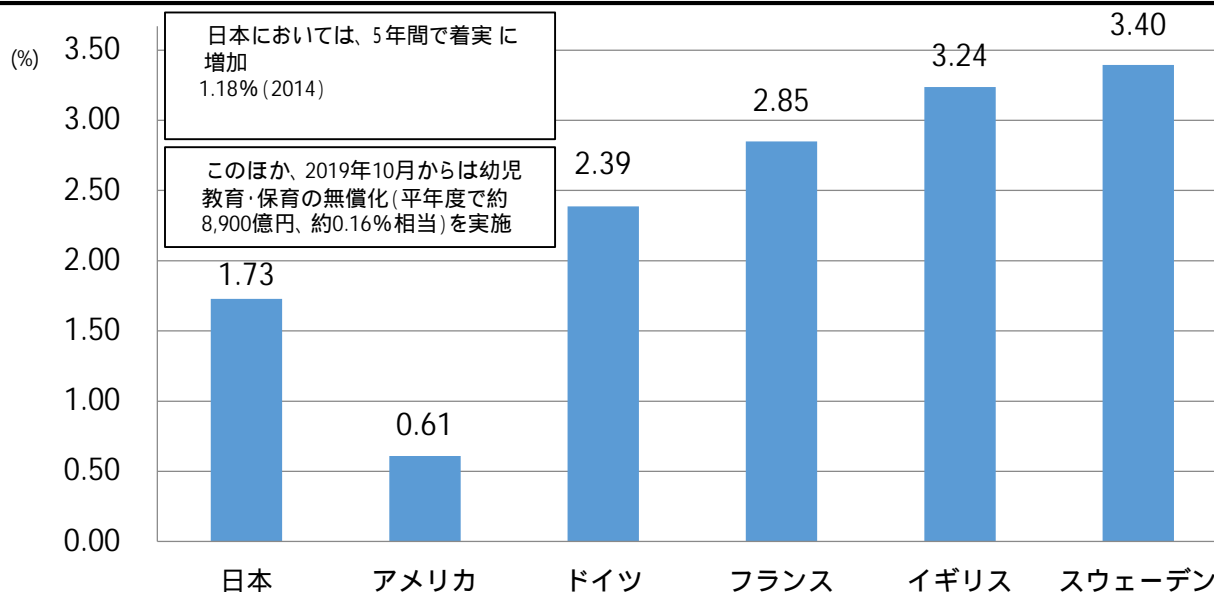
- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現（プッシュ型情報発信、伴走型支援）





# 各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較

- 1 我が国の家族関係社会支出の対GDP比は、保育の受け皿拡大などにより、着実に増加してきたが、2019年度は1.73%となっている。
- 1 国によって、国民負担率などが異なることから、単純に比較することは適当ではないものの、出生率の回復を実現した欧州諸国と比べて低水準。
- 1 少子化の進展が国民共通の困難であることに鑑み、更に強力に少子化対策を推し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進めていくことが必要。



資料:国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(2019年度)

注1. 計上されている給付のうち、主なものは以下のとおり(国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」巻末参考資料より抜粋)。

- ・児童手当..... 現金給付、地域子ども子育て支援事業費
- ・社会福祉..... 特別児童扶養手当給付費、児童扶養手当給付費、保育対策費等
- ・協会健保、組合健保..... 出産手当金、出産手当附加金
- ・各種共済組合..... 出産手当金、育児休業手当金等
- ・雇用保険..... 育児休業給付、介護休業給付等
- ・生活保護..... 出産扶助、教育扶助
- ・就学援助、就学前教育..... 初等中等教育等振興費、私立学校振興費等

2. 日本は2019年度、アメリカ、フランスは2018年度、ドイツ、イギリス、スウェーデンは2017年度

3. 諸外国の社会支出は、2021年5月24日時点の値

:日本の合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、各国の合計特殊出生率はOECD Family Databaseにより作成。

(参考) 各国の国民負担率(対国民所得比)は、日本(2022年度)46.5%、アメリカ(2019年)32.4%、ドイツ(2019年)54.9%、フランス(2019年)67.1%、イギリス(2019年)46.5%、スウェーデン(2019年)56.4%。(出典:財務省「国民負担率の国際比較」)